



平成28年5月20日

「年金生活者支援給付金」とは

国は平成29年度から実施される予定の「年金生活者支援給付金」の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者等を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を実施するとしています。

名前がややこしいので、わかりづらいのですが、
まずは今年の「年金生活者等支援臨時福祉給付金」(3万円)の支給対象者は



I 高齢者向け給付金

平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上となる者

※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成27年度分の住民税が課税されていない方です。
(ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。)

II 障害・遺族年金受給者向け給付金

平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給対象者のうち、
障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者

(高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した者を除く。)

「年金生活者支援給付金」【施行期日:平成29年4月1日の予定】とは

★所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。 → 対象者:約500万人

①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付

②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付

(※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること(政令事項)

基準額(月額5千円)は、年金と同様に全国消費者物価指数に応じて、改定されます。

★所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。 → 対象者:約100万人

★一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。

(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円) → 対象者:約190万人

★年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

★日本年金機構では、

①平成28年4月時点における対象者について、5月に市町村へ所得情報の提供を依頼する。

②機構本部にて対象者を特定し、平成28年10月から平成29年3月までの間に順次、給付金請求書を送付する予定

③給付金請求書は機構本部にて受付し、入力する。

④施行日以降に支給決定処理を行い、支給決定通知書(又は不該当通知書)を送付する。

【施行期日:平成29年4月1日の予定】とは、消費税率10%が実施されればということになります。

所要額(一体改革関連法案審議時の試算)は、約5600億円 皆様方はこんなバラマキをどう思われますか? 受給資格短縮10年の実施が、消費税率10%実施を条件に施行されることは、無年金者を減らし、保険料の掛け捨て防止になることから、実施されることには大賛成です。

しかし、65歳からの基礎年金受給は、40年間の保険料納付の結果です。

保険料を払わなかった結果として年金額が少ないことは、自己責任なのではないでしょうか。

国民年金は保険料納付が困難な場合には、保険料免除申請ができますし、別途に掛金を納める国民年金基金もあります。

国は、自国の年金制度を国民に周知する義務があるにも係わらず、その義務を過去に果たさなかったからと言って、今、税金をバラマイテいるように思えてなりません。

なにより、真面目に保険料を納付してきた人々が納得できることでなければならぬ、と私は考えます。